

《貨物等省令》19条3項八号中の「ツール」解釈について

7月8日に公布された改正《役務通達》で《貨物等省令》19条3項八号中の「ツール」について下記の「解釈」が示されました。

貨物等省令第19条第3項 第八号に規定するツール	半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置を含む
-----------------------------	-------------------------------

ところが私にはこの「解釈」がよく理解できません。以下、疑問点を記します。

1. 背景となったパブリックコメント

意見 16 番

【該当箇所】貨物等省令第19条第3項第八号ロ

【意見内容】ツールとは具体的に何を指しているかわからないです。電子設計自動化ツールを指していますでしょうか。

なお上記で触れている省令19条3項八号の条文は

- | |
|---|
| ハ ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAA FET）の構造を有する集積回路又は半導体素子の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれにも該当しないもの
イ プロセスデザインキット（第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。）
ロ ツールの認定又は保守に用いるもの |
|---|

※ ロに相当する英国リストの表現

PL9013.d.2. does not control tool qualification or maintenance "technology".

提出意見に対する当局回答は次の通りでした。

ご指摘を踏まえ、運用通達において解釈を明確化します。

その「明確化」を形にしたのが、冒頭の「解釈」ということ（らしい）です。

私の疑問は次の2つです。

- i 16番氏の意見に噛み合っていないのではないかと？
- ii 「ツール」とはソフトウェアのことではないかと？（ならば半導体の類の製造装置が「含まれる」筈はない。）

2. 16 番氏意見との噛み合わせ

16 番氏の問は「電子設計自動化ツールを指しているのか？」でした。では「ご指摘を踏まえた」と称する通達の記載は、これに対してイエス・ノーいずれの立場で書かれたものでしょうか？

「半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置が（ここでいうツールに）含まれる」というメッセージを見て、みなさんはそれが「電子設計自動化ツールを指しているのか？」の答になっていると思いますか？

私には当局が「ご指摘をどう踏まえたのか」がさっぱりわかりません。おそらく 16 番氏もご不満でしょう。もしかしたら氏は既に「それじゃわからん」、と再度の問題提起をなさっているかもしれません。

3. ツールとはソフトウェアではないのか？

「ツールの認定」をキーワードにネット検索すると、システムの信頼性を証明する一環であり意味するところは「開発に利用するツールの妥当性をユースケースにあわせてユーザー自身が証明せよ」という記事ができました。 (<https://fseg.jp/techissu005/>) また、この記事は、もっぱらソフトウェアツールを対象として書かれています。

またパブコメ文中に登場する EDA ツールについて 4 月 10 日の『日経クロステック』は「IC や半導体、プリント回路基板などの電子設計に使うソフトウェアである」と説明しています。

(<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/09036/>)

こういふ「EDA ツールには、ハードウェアも含まれる（とウィキペディアに書いてある）」と反論をする人が出て来るかもしれません。そういう人には「(半導体関連の) 製造装置を認定する」ってどういうことなのかお尋ねしなければなりません。肝心なのはそっちの方で、それが説明できないなら、「EDA ツールにはハードも含まれる」なんて唱えても何の意味もないのです。

そういう次第で私にはこの「解釈」が何を言っているのかわからないのです。